

もんじゅを廃炉に！ 核燃料サイクル政策からの撤退を！

新・もんじゅ訴訟 ついに勝利的取り下げへ 5月7日第10回口頭弁論

原子力規制委員会に対して、もんじゅに係る原子炉設置許可処分の取り消しの義務付けを求める裁判です。

廃炉は決まりましたが、廃炉への具体的な道のりは全く決まっていないもんじゅ。本年3月28日、日本原子力研究開発機構の廃炉計画を認可しました。計画では、7月から燃料の取り出し作業に着手し、2022年度末までに取り出しを終えるとしています。その後2047年度まで約30年間をかけて廃炉を完了するというものです。

もっとも、機構の計画は、ここ最近の不祥事やずさんな取り組みなどから、絵に描いた餅に過ぎないのではないかという疑念が深まります。市民による監視は続けていかなければなりません。

もんじゅの廃炉の工程に入ったことを受けて、もんじゅの34年間にわたる裁判闘争がついに勝利的終了をいたします。原告共同代表の兼松さんと海渡雄一弁護士が意見陳述を予定しています。この首都圏からこそ、多くの方々のご参加をお願いします。

10:45～ 前段集会

東京地裁前、最寄駅：霞ヶ関A1出口

11:30～第10回口頭弁論期日

東京地裁第103号法廷

13:00～報告集会（記者会見終了後）

参議院議員会館B107

最寄駅：永田町 1番出口

12時30分頃～ロビーにて通行証配布予定



新・もんじゅ訴訟原告団（共同代表 中嶋哲演、同 池島芙紀子、同 兼松秀代ほか）

新・もんじゅ訴訟弁護団（河合弘之、海渡雄一、福武公子、甫守一樹、大河陽子ほか）

呼びかけ団体 再処理とめたい！首都圏市民のつどい／原水爆禁止日本国民会議／日本消費者連盟／ふえみん
婦人民主クラブ／原子力発電に反対する福井県民会議

問合せ 弁護士事務局 03-5511-4386（さくら共同法律事務所／松田）

原告団事務局 0776-25-7784（原子力発電に反対する福井県民会議／宮下）